

iDeCo加入可能年齢の引上げ等に伴うDC施行規則等の一部改正が公布

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

改正のポイント

- 6月30日「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年改正法）の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令」（※1）、「確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令」（※2）が公布されました。

[（※1）社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令について](#)

[（※2）確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令について](#)

- ・ iDeCoの加入可能年齢の70歳までの引上げに伴い、第5号加入者が新設されたため、DC施行規則等の規定整備が行われました。

主な改正内容と経過措置

1. iDeCoの加入者掛金の変更回数の特例規定の追加

- ・ 特例規定として、国民年金付加保険料の納付又は国民年金基金の掛金の額が引き上がることによる変更を追加

2. iDeCoの第5号加入者の喪失事由の規定整備

- ・ 企業型DCやDB等から資産を移換する申出をしようとする者が、iDeCoの加入者の資格取得後、3カ月以内に申出をしなかった場合は、iDeCoの加入者の資格を喪失

3. 運営業務報告書様式8号及び（運営令）業務報告書様式7号の改正

- ・ DC拠出限度額の引上げ及び企業型DCマッチング拠出の制限撤廃等に関する様式変更

4. iDeCoの第5号加入者となるものの経過措置の申出に係る細則を規定

- ・ 2026年12月1日から起算して3年を経過する日までの間、一定の要件に該当した者は、第5号加入者となることができるとされたことを踏まえ、経過措置の申出に係る細則を規定

5. 企業型DC及びiDeCoの加入者掛金額等の変更に関する経過措置

- ・ 2026年12月1日から1年間は、改正前の拠出限度額より多い額となるように企業型DCの加入者掛金額又は、iDeCoの加入者掛金額もしくは中小事業主掛金額を上げる場合を掛金変更回数制限の特例とする経過措置を規定

施行期日

- 施行期日：2026年12月1日

iDeCoの加入者掛金の変更回数 の例外規定の追加	【DC則第38条第1号】 - iDeCoの加入者掛金額はiDeCoの加入者区分の変更に伴い変更する場合及び厚生労働省令で定める場合を除き拠出単位期間につき1回に限り変更が可能。 - この厚生労働省令で定める場合として、企業型DCの事業主掛金額等が引き上がることにより、iDeCo加入者掛金額が拠出限度額を超えることとなる場合において、合計額が当該拠出限度額を超えないようにiDeCoの加入者掛金額を引き下げる場合が定められている。 ＜これに対して次の例外規定を追加＞ - 国民年金付加保険料の納付又は国民年金基金の掛金の額が引き上がることにより、iDeCo加入者掛金額が拠出限度額を超える場合において、当該拠出限度額を超えないようにiDeCo加入者掛金額を引き下げる場合を追加
第5号加入者の資格喪失事由の規定整備	【DC則第39条の2、DC法第62条第4項各号列記以外の部分及び同項第8号】 第5号加入者のうち、企業型DCやDB等の企業年金から資産を移換する申出をしようとする者が、iDeCoの加入者の資格を取得した後、3カ月以内に当該申出をしなかった場合、3カ月経過した日に、iDeCoの加入者資格を喪失する
運営管理業務報告書様式第8号の改正	- DC拠出限度額の引上げ及び企業型DCマッチング拠出の制限撤廃等を踏まえ、当該様式中の拠出限度額に係る表において「行」を追加する改正等を行う 2026年12月1日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、従前の様式とする
(運管令)業務報告書様式第7号の改正	- DC拠出限度額の引上げ及び企業型DCマッチング拠出の制限撤廃等を踏まえ、当該様式中の拠出限度額に係る表において「行」を追加する改正等を行う - 簡易企業型年金の仕組みの廃止に伴い、当該様式中の簡易企業型年金に係る表及び記載を削除する 2026年12月1日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、従前の様式とする

【経過措置】

iDeCoの第5号加入者となるものの経過措置の申出に係る細則を規定	【経過措置の申出に係る細則を規定】 第5号加入者の新設に際し、2026年12月1日から起算して3年を経過する日までの間は、次の①又は②に該当する者であって、申出時点で日本国内に住所を有する60歳以上70歳未満のものは、第5号加入者となることができることとされたことを踏まえ、国民年金基金連合会に提出する申出書の記載事項及び添付書類を規定 【令和7年改正法附則第33条第1項】 ①2026年12月1日において、iDeCoの加入者に該当せず、かつ、2026年12月1日までの間において、国民年金の被保険者であった者 (例)2026年12月1日時点で60歳以上であるため国民年金被保険者ではないが、過去には国民年金被保険者であった者 ②2026年12月1日から起算して1年以内に、iDeCoの第1号～第4号加入者に該当しなくなった者 (例)2026年12月1日時点で59歳の者
掛金額の変更回数の例外規定の経過措置	DC拠出限度額の引上げに際して、2026年12月1日から2027年11月30日までの間は、改正前の拠出限度額より多い額となるように、企業型DCの加入者掛金額又はiDeCoの加入者掛金額、もしくは中小事業主掛金額を引き上げる場合を、それぞれの掛金の変更回数の制限の例外とする(第5号加入者に係るiDeCoの加入者掛金及び中小事業主掛金を引き上げる場合を除く)

ご参考

< iDeCo加入可能年齢の70歳までの引上げ >

- 60歳以上70歳未満の者で一定の要件に該当するものを、新たに、iDeCoの「第5号加入者」とする

加入者の種別	～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
国民年金被保険者 (第1号・第3号)	60歳まで加入可	70歳に延長		
国民年金の任意加入者	65歳まで加入可		70歳に延長	
厚生年金被保険者	65歳まで加入可		70歳に延長	

<用語解説>第5号加入者の加入要件

- 2025年改正前のDC法の規定において、iDeCoに加入することができない60歳以上70歳未満の者であって以下のいずれかに該当する者
(但し、老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金等の受給者及び企業型年金加入者掛金を拠出する者等を除く)
 - iDeCo加入申出の日の前日においてiDeCo加入者であった者、iDeCo運用指図者であった者
 - 企業型確定拠出年金の資産のiDeCoへの移換の申出をした者
 - 確定給付企業年金の脱退一時金相当額や残余財産のiDeCoへの移換の申出をしようとする者
 - 企業年金連合会からiDeCoへの積立金の移換の申出をしようとする者

<ご参考>本件に関連する過去の年金ニュース

◆年金ニュース No.570「DC拠出限度額引上げ等に関する政令の公布について」

◆年金ニュース No.575「iDeCo加入可能年齢の引上げに伴う関係省令等の改正に関する意見募集が開始」

以 上

発行元：三菱UFJ信託銀行 トータルリワード戦略コンサルティング部

※ 本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。